

医療費控除

本人や家族の病気やけがなどにより支払った医療費（平成31年・令和元年中に実際に支払ったものに限る）があるときは、次の2つのどちらかの方法により計算した金額を所得から差し引くことができます。

1. 医療費控除 計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(最高200万円まで)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{その年に支払った} \\ \text{医療費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金などで補てん} \\ \text{される金額(※1)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得の5\%} \\ \text{(10万円を超える場合は10万円)} \\ \hline \end{array}$$

2. 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) 計算方法

健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組(※2)を行っている方が対象となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(最高8万8千円まで)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{その年に支払った特定一般用} \\ \text{医薬品等(※3)の購入費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金などで補てん} \\ \text{される金額(※1)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{1万2千円} \\ \hline \end{array}$$

※1 保険金などで補てんされる金額とは、

① 社会保険などから支給を受ける療養費、高額療養費、出産一時金

② 医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院給付金などです。

※2 一定の取組とは、予防接種、健康診断の受診などのことです。

※3 特定一般用医薬品等とは、処方箋なしにドラッグストアなどで購入できる医薬品等のことです。

添付書類

医療費控除の明細書など

※平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。

※美容整形、通院に使用した自家用車のガソリン代や駐車場代、健康増進のためのサプリメントや食品の購入代などは対象になりません。

介護保険の認定を受けている方へ

おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降の方は、医師が発行するおむつ使用証明書に代え、市で発行する書類により医療費控除が認められる場合があります。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

所得税及び復興特別所得税を納める方が、住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをしたときは、一定の要件に当てはまれば、住宅ローン控除を受けることができます。所得税額から控除しきれない場合は、限度額の範囲内で市民税・県民税から控除されます。

※居住開始年月日によっては、市民税・県民税からの控除が受けられない場合があります。

配偶者控除

平成29年度の税制改正により、納税者の合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除を受けることができないこととされました。この改正により、従来配偶者控除の適用を受けていた配偶者の方は、市民税・県民税の申告書の提出が必要となる場合があります。